

会議の名称	令和元年第11回本庄市農業委員会総会
開催日時	令和元年11月25日(月) 午後2時から 午後3時40分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 あいさつ 3 議事録署名委員及び書記の指名 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第50号議案 農地法第3条の規定による許可申請について (2) 第51号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年) (3) 第52号議案 農地法第5条の規定による許可申請について (4) 報告第52号 農地法第3条の3の規定による届出について (5) 報告第53号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について (6) 報告第54号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について (7) 報告第55号 農地改良等に係る届出について 5 事務局連絡事項 6 閉会

配付資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和元年第11回本庄市農業委員会総会議事日程 2 令和元年第11回本庄市農業委員会総会議案 3 令和元年第11回総会事務局連絡事項
主管課	農業委員会事務局

議 事 録

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>それでは、定刻になりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。</p> <p>議事日程に従いまして、進めさせていただきます。</p> <p>まず、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、ご苦勞様です。ただ今から令和元年第11回本庄市農業委員会総会を開催いたします。よろしくをお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>皆さまこんにちは。暖かい日が続いております。麦の作付けをされる方は、また田に入られると思います。先月に話しをしました台風19号の補助金がいくらか出るということです。近隣の農地に稲藁などで迷惑をかけている人がいましたら、農政課に問い合わせさせていただきますよう、周知をお願いします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。本日、奥原委員から欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。</p> <p>次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」と規定されております。本日の総会は、在任委員44名中43名の出席となっておりますので、総会が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>これより議事に入ります。本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>議事日程3議事録署名委員及び書記の指名を行います。</p> <p>私から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、本日は10番鈴木広子委員及び11番宮部委員に議事録署名委員をお願いいたします。</p> <p>また、会議書記は、事務局の飯島係長を指名いたします。</p> <p>次に、議事日程4付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。本日の付議事件は、議事日程のとおり議案3件及び報告4件であります。</p>

	<p>まず、第50号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第50号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。</p> <p>第50号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めらるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、2ページをご覧ください。申請件数は、1件となります。その内訳は、売買による所有権移転でございます。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておまして、まず、全部効率利用要件で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、農作業常時従事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、本庄市では経営面積の合計が50アール以上であること。次に、地域との調和要件で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこととなっております。農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。</p> <p>引き続き、整理番号1を説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町塩谷地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、清水茂則委員でございます。なお、申請地位置図は、3ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、清水茂則委員の報告をお願いいたします。</p>
清水茂則委員	<p>14番清水が報告させていただきます。11月23日、奥原推進委員と聞き取り及び現地確認をしました。3ページ、3-1の地図をご覧ください。申請地は受人の自宅のすぐ南に位置しております。受人の農業従事者数は2人で、農業従事日数は150日です。経営農地、農機具を確認したところ、農業経営を充分行えることを確認しました。皆さまの慎重審議よろしく願います。</p>
議長	<p>整理番号1について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可する</p>

	<p>ことに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号1については、許可といたします。</p> <p>次に、第51号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第51号議案を説明いたしますので、議案書4ページをご覧ください。</p> <p>第51号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、5ページ及び6ページをご覧ください。今回の申請件数は、10件です。田7筆、畑10筆、面積合計9,521㎡の利用権設定でございます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画についてご説明いたします。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。</p> <p>本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとされており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと思われま。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>第51号議案について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第51号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第51号議案については、原案のとおり決定い</p>

	<p>たしました。</p> <p>次に、第52号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第52号議案を説明いたしますので、議案書7ページをご覧ください。</p> <p>第52号議案農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、8ページをご覧ください。申請件数は、6件でしたが、整理番号3の許可申請書が取り下げられましたので、本議案での審議は5件となります。その内訳は、全て所有権移転でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1についてですが、次の整理番号2と受人、渡人が同一で、権利区分及び転用目的も同じであり、申請地についても道を挟んでの隣接地であることから、整理番号1及び2を一括して審議します。事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1及び整理番号2を一括で説明いたしますので、8ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西富田地内の畑3筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、鈴木広子委員でございます。</p> <p>申請地は、9ページをご覧ください。5-1及び5-2については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われまます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1及び2について、鈴木広子委員の報告をお願いします。</p>
鈴木広子委員	<p>10番鈴木が報告させていただきます。整理番号1及び2については、申請事由、受人と渡人が同じのため、一括で説明します。11月23日笠原推進委員と現地確認及び現地調査を行いました。9ページをご覧ください。〇〇〇〇の近くの〇〇〇〇〇から南に200メートルぐらい入ったぐらいの</p>

	<p>場所に位置しています。渡人は、後継者がいないので、遊休農地にならないよう、農地を有効活用して欲しいということで申請に及んだということです。申請地のすぐ東には太陽光発電施設もあり、周辺農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>整理番号1及び2について、ご質疑がありましたらお願ひいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1及び2の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませぬか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませぬので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号4の説明を事務局より説明願ひます。</p>
事務局長	<p>整理番号4を説明いたしますので、8ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、敷地拡張用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、11ページをご覧ください。5-4については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号4について、私から報告をします。11月23日倉林永次推進委員と現地確認に行ってきました。11ページ5-4の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は○○○○○○○○のすぐ南側に位置しております。申請事由は敷地拡張用地です。現地を確認し、現在使用されている宅地部分も確認しましたが、かなり狭く、必要性を感じました。周辺の農地には影響もなく、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>整理番号4番について、ご質疑がありましたらお願ひいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号4番の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませぬか。</p>

	<p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号5の説明を事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>整理番号5を説明いたしますので、8ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西富田地内の田2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、デイサービスセンター用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、鈴木広子委員でございます。</p> <p>申請地は、12ページをご覧ください。5-5については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号5について、鈴木広子委員の報告をお願いいたします。</p>
鈴木広子委員	<p>10番鈴木が報告いたします。11月23日、笠原推進委員と現地確認を行いました。12ページ5-5の地図をご覧ください。申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の交差点の一角にあります。申請事由はデイサービスセンター用地です。周辺は交通量の多い道路、店舗、太陽光発電施設用地に囲まれており、周辺農地への支障の恐れもないかと思ひます。皆さまの慎重審議よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号5について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号5の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号6について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号6を説明いたしますので、8ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町吉田林地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種住居地域です。地区担当は、池田委員でございます。</p>

	<p>申請地は、13ページをご覧ください。5-6については、第1種住居地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号6について、池田委員から報告をお願いいたします。</p>
池田委員	<p>18番池田から報告させていただきます。11月23日に齊藤推進委員と現地確認をしました。13ページ5-6の地図をご覧ください。申請地はJR八高線と住宅地に挟まれた場所です。申請事由は自己用住宅用地です。用途地域は第1種住居地域となっており、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号6について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号6の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。以上で、議案審議を終了いたします。続きまして、報告に入ります。 まず、報告第52号を事務局よりお願いしませす。</p>
事務局長	<p>報告第52号を説明いたしますので、議案書14ページをご覧ください。 報告第52号農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございませす。本日提出、会長。 届出内容については、15ページから17ページをご覧ください。専決処分件数は、7件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございませす。以上でございませす。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。 次に、報告第53号を事務局よりお願いしませす。</p>
事務局長	<p>報告第53号を説明いたしますので、議案書18ページをご覧ください。 報告第53号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、農地法第4条第1項第7号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございませす。本日提出、会長。 届出内容については、19ページをご覧ください。専決処分件数は、2件</p>

	<p>です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第54号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第54号を説明いたしますので、議案書20ページをご覧ください。</p> <p>報告第54号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、農地法第5条第1項第6号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、21ページをご覧ください。専決処分件数は、6件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第55号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第55号を説明いたしますので、議案書22ページをご覧ください。</p> <p>報告第55号農地改良等に係る届出について、農地改良等の取扱いに関する要綱第5-2-(2)の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、23ページをご覧ください。専決処分件数は、1件です。農地を農地として利用する行為の一環である農地改良等のうち、軽微な事案の場合は、工事着工前に必ず農業委員会に届出書を提出することにより、県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>以上で、報告を終了いたします。</p> <p>皆さまのご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。</p> <p>ここで、議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程5事務局連絡事項に移ります。</p> <p>(事務局説明)</p> <p>以上をもちまして、令和元年第11回本庄市農業委員会総会を閉会いたします。大変、お疲れ様でございました。</p>

令和元年第11回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	令和元年11月25日(月)
開催場所	本庄市役所 大会議室
開会時刻	午後2時
閉会時刻	午後3時40分
会長	田端 講一
会長代理	細野 俊文

議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席		藤田	齋藤 好幸	出席
2	小川 忠	出席			久米 正夫	出席
3	前原 喜夫	出席		仁手	福島 一	出席
4	茂木 伸夫	出席			八木 弘	出席
5	坂上 佳久	出席		旭	戸塚 毅	出席
6	塩原 廣一	出席			亀田 伸一郎	出席
7	茂木 悟	出席		北泉	飯島 和憲	出席
8	立石 勝義	出席			鯨井 雅吏	出席
9	浅見 精治	出席			笠原 正一	出席
10	鈴木 広子	出席	○	児玉	田島 勇扇	出席
11	宮部 延一	出席	○		武政 恒雄	出席
12	永尾 路子	出席		金屋	倉林 永次	出席
13	田端 講一	出席			鈴木 良美	出席
14	清水 茂則	出席			奥原 定雄	欠席
15	吉田 功	出席		秋平	清水 文夫	出席
16	福田 光男	出席			福島 清次	出席
17	坂本 静枝	出席			間正 始	出席
18	坂爪 裕	出席		本泉	倉林 正	出席
19	池田 稔	出席			木村 文子	出席
本庄	細野 林之助	出席		共和	黒沢 豊	出席
	吉岡 昭	出席			新井 明夫	出席
藤田	内田 徳晃	出席			齊藤 勇	出席

説明員

事務局長	早野 悟
局長補佐兼庶務係長	高山 教子
農地係長	飯島 崇
庶務係主査	飯川 佳紘
農地係主任	新井 靖子
農地係主事補	小林 祥平
環境産業課産業係主事	今井 蘭

書記

農地係長	飯島 崇
------	------